具体的な制度設計

	項　目	制度設計の方向性
森林環境税（仮称）	課税主体	国
	納税義務者等	個人住民税均等割の納税義務者を基本とし、定額の負担を求める。
	賦課徴収	市町村が、個人の市町村民税の例により、個人の市町村民税と併せて行う。
	特別会計への払込み	市町村が都道府県に払い込んだ上で、都道府県が国の譲与税特別会計に払い込む。

森林環境譲与税（仮称）	譲与総額	森林環境税（仮称）の収入額の全額に相当する額
	使途	市町村が行う森林整備に関する施策及びそれを担う人材の育成・確保に関する費用等 ※木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部にも存在する需要を対象にすべきとの意見もあり。
	譲与基準	使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を用いて設定。使途の範囲に応じて、私有林人工林面積や林業就業者数等が考えられる。必要に応じて補正。
	譲与団体	森林が所在する市町村が基本。ただし、都道府県による市町村への支援等が不可欠であることから、都道府県に対して、譲与税を含めた財政措置の検討が必要。　※全額を市町村に譲与すべきとの意見もあり。
	使途の公表	譲与を受ける地方団体に対して、インターネットの利用等の方法により使途を公表することを義務づけ。

新税の創設に当たっての課題等

- 新税創設のためには、**国民（納税者）の理解**が得られることが不可欠。東日本大震災を教訓として各地方団体が実施する防災施策に係る財源確保のための税制上の措置や府県等の超過課税も勘案した上で、**国民の負担感に配慮**する必要。
- **府県の超過課税との関係**については、**国として、**各府県の超過課税の見直し時期等を踏まえつつ、**両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応**を行うよう努めるべき。
- 得られた税収によって確実に必要な森林整備等が行われるように、**市町村における事業実施体制の確保**も必須。
- **使途の範囲**及び**都道府県への譲与**については、関係者の意見にも留意しつつ、**一層の整理が必要**。
- 森林環境税（仮称）を国税として設計する以上、**非課税限度額の設定や減免のあり方**について、**全国で統一的な取扱いをすることが基本。**これに基づきつつも、**市町村の課税実務が円滑に進むよう、慎重な制度設計**が必要。